

商品券等を販売・使用する事業者の皆様へ!!

商品券等のうち、一定の要件（使用期限が6月を超えて使用できる等）を満たすものについては、資金決済に関する法律の適用を受けます。



えっ！うちのお店で商品券等を売っているけど、何か手続きが必要なの？



自社の店舗においてのみ使用することができる商品券等の発行者は、それらの未使用残高（市場流通額相当）が、3月末又は9月末時点において、1千万円を超えたときは、財務局長への届出が必要となります。

また、他社経営のお店で使用可能な商品券等の発行を予定している事業者は、発行する前に、財務局長の登録を受ける必要があります。

- 届出や登録に伴い各種義務等があります。
表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務等
- また、発行保証金として、供託義務が発生し、基準日未使用残高の2分の1以上の供託等が必要となります。

商品券等の発行に関するお問い合わせ

店舗で使用する商品券等の発行に関するご照会については、下記の近畿財務局又は最寄りの財務事務所までお問い合わせください。



近畿財務局	理財部	金融監督第3課	Tel: 06-6949-6371
京都財務事務所	理財課		Tel: 075-752-1419
神戸財務事務所	理財課		Tel: 078-391-6943
奈良財務事務所	理財課		Tel: 0742-27-3163
和歌山財務事務所	理財課		Tel: 073-422-6143
大津財務事務所	理財課		Tel: 077-522-4362